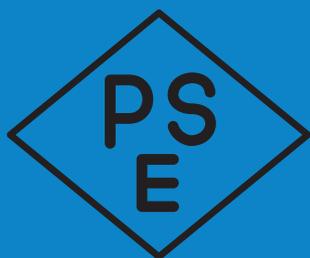


電気用品の安全性確保のために

製造と 輸入



電気用品安全法の規制内容と手続きについて

目 次

電気用品の製造事業者または輸入事業者に対する安全規制の概要	1
電気用品の製造事業者または輸入事業者に対する規制と手続き	2
I. 特定電気用品を製造または輸入する事業者に対する規制と手続き	
I-1. 事業の届出	2
I-2. 技術基準の適合義務	4
I-3. 適合性検査	4
I-4. 検査等の義務	4
I-5. 表示の義務	6
I-6. 販売の制限	6
II. 特定以外の電気用品を製造または輸入する事業者に対する規制と手続き	
II-1. 事業の届出	7
II-2. 技術基準の適合義務	8
II-3. 検査等の義務	8
II-4. 表示の義務	8
II-5. 販売の制限	8
特定電気用品 (116品目) 特定以外の電気用品 (341品目) 全リスト	9
特定電気用品 (116品目)	10
特定以外の電気用品 (341品目)	12
電気用品に関するその他の規制	14
性能規定化に伴う技術基準の体系の概要	15
相談窓口	16
電気用品安全法の体系 (安全規制の内容及び手続き)	17

電気用品の製造事業者または 輸入事業者に対する安全規制の概要

「電気用品安全法」は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的としております。(法第1条)

この法律の規制を受ける製品(「電気用品」といいます。)は、政令で定められた457品目であり、そのうち、構造又は使用方法等の使用状況により感電、火災等の危険や障害を発生する程度が重いものとして「特定電気用品」が116品目指定されております。(法第2条)

「電気用品」に該当する製品の製造又は輸入を行う事業者は、経済産業大臣に事業の開始の届け出を行う(法第3条)ほか、技術基準適合義務(法第8条)等のいくつかの義務を負い、これら義務を果たした事業者が  や  の表示ができることになります。(法第10条)

また、法に基づく表示がなされていない電気用品は販売できない(法第27条)などの制限があるほか、法律に基づく手続きを行わない場合には罰則があるなど、「電気用品」を製造又は輸入する場合は、適切な手続きと課せられた義務を履行することが不可欠です。

このパンフレットでは、「電気用品」の製造や輸入を行う事業者様の一助とするため、電気用品安全法に基づく法令手続きをご紹介します。

電気用品の製造事業者または 輸入事業者に対する規制と手続き

I 特定電気用品を 製造または輸入する事業者に対する規制と手続き

I-1 事業の届出(電安法第3～6条)

電安法施行令に指定された電気用品を製造または輸入しようとする場合、製造事業者または輸入事業者(以下、「届出事業者」といいます。)は、電安法第3条に基づき、以下のように『届出』が義務づけられています。

また、事業を継承したとき(電安法第4条)、届出内容に変更があったとき(電安法第5条)、事業を廃止したとき(電安法第6条)も同様に『届出』が義務づけられています。

○電気用品安全法
(事業の届出)

第三条 電気用品の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業省令で定める電気用品の区分に従い、事業開始の日から三十日以内に、次の事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 経済産業省令で定める電気用品の型式の区分
- 三 当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地(電気用品の輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所)

なお、これに違反した場合は、30万円以下の罰金が科せられる場合があります。

電気用品の区分(特定電気用品に関するもののみ抜粋)

1	ゴム系絶縁電線類(絶縁体にゴムを使用する電線又は電気温床線)
2	合成樹脂系絶縁電線類(絶縁体に合成樹脂その他のゴム以外の物を使用する電線又は電気温床線)
7	つめ付ヒューズ
8	包装ヒューズ類(つめ付ヒューズ及び温度ヒューズ以外のヒューズ)
9	温度ヒューズ
10	配線器具
11	電流制限器
12	小形単相変圧器類(小形単相変圧器、電圧調整器又は放電灯用安定器)
14	電熱器具
15	電動力応用機械器具
17	電子応用機械器具(令別表第1第8号に掲げるものを含む。)
18	交流用電気機械器具(令別表第1第9号及び令別表第2第11号に掲げるもの)
19	携帯発電機

特定電気用品の「型式の区分」の例(ゴム系絶縁電線類・配線器具の例)

品名	型式の区分	
	区分の要素	区分
1 単心ゴムコード 2 より合わせゴムコード 3 袋打ちゴムコード 4 丸打ちゴムコード 5 その他のゴムコード	定格電圧(絶縁体にけい素ゴム混合物を使用するものの場合に限る。)	(1) 150V以下のもの (2) 150Vを超えるもの
	絶縁体の主材料	(1) 天然ゴム混合物のもの (2) クロロブレンゴム混合物のもの (3) エチレンプロピレンゴム混合物のもの (4) クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物のもの (5) けい素ゴム混合物のもの (6) その他のもの
	外部編組	(1) あるもの (2) ないもの
	導体の種類	(1) A種のもの (2) その他のもの
	線心の構造(単心ゴムコードの場合を除く。)	(1) 同一のもの (2) 異なるもの
	石綿繊維	(1) あるもの (2) ないもの
配線用遮断器	相及び線式	(1) 単相2線式のもの (2) 単相3線式のもの (3) その他のもの
	定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの
	定格電流	(1) 15A以下のもの (2) 15Aを超え30A以下のもの (3) 30Aを超え50A以下のもの (4) 50Aを超えるもの
	極	(1) 単極のもの (2) 2極のもの (3) 3極以上のもの
	電源側接続端子	(1) ねじ端子のもの (2) プラグイン式のもの (3) その他のもの
	接続する電線の種類	(1) 銅のもの (2) その他のもの
	引き外し機構用の制御電源	(1) あるもの (2) ないもの
	接点の材料	(1) 銀のもの又は銀合金のもの (2) 銅のもの又は銅合金のもの (3) その他のもの
	過電流引き外し素子の数	(1) 1のもの (2) 2のもの (3) 3以上のもの
	過電流引き外し機構	(1) 熱動式のもの (2) 電磁式のもの (3) その他のもの
	定格遮断電流	(1) 1,000A以下のもの (2) 1,000Aを超え1,500A以下のもの (3) 1,500Aを超え2,500A以下のもの (4) 2,500Aを超え5,000A以下のもの (5) 5,000Aを超え7,500A以下のもの (6) 7,500Aを超え10,000A以下のもの (7) 10,000Aを超え15,000A以下のもの (8) 15,000Aを超え20,000A以下のもの (9) 20,000Aを超え25,000A以下のもの (10) 25,000Aを超え30,000A以下のもの (11) 30,000Aを超えるもの
	定格コード保護電流(定格コード保護電流表示のあるものの場合に限る。)	(1) 1,000A以下のもの (2) 1,000Aを超え1,500A以下のもの (3) 1,500Aを超え2,500A以下のもの (4) 2,500Aを超え5,000A以下のもの (5) 5,000Aを超えるもの

I-2 技術基準の適合義務(電安法第8条第1項)

届出事業者が製造又は輸入しようとする特定電気用品について、経済産業省令で定められた技術基準に適合しなければならないことが義務づけられています。

この義務に違反した場合は、電気用品の製造、輸入又は検査の方法その他の業務の方法について改善命令が適用されたり(法11条)、1年以内の期限で表示の禁止が適用されたり、当該電気用品の回収命令等の危険等防止命令が適用されることがあります。(表示の禁止、危険等防止命令違反に対する違反行為者への罰則:1年以下の懲役、100万円以下の罰金またはその併科《同違反法人への罰則:1億円以下の罰金》)

I-3 適合性検査(電安法第9条)

届出事業者が製造又は輸入しようとする特定電気用品について、I-2で行った技術基準適合確認について、ダブルチェックを行うため、経済産業省令で定める届出に係る型式の区分ごとに、経済産業大臣の登録を受けた国内の登録検査機関または経済産業大臣の登録を受けた外国の登録検査機関(以下「検査機関」という。)の適合性検査を受け、交付された適合性検査証明書を電気用品安全法施行令に定められた証明書の有効期間(特定電気用品の品目一覧表「証明書の有効期間」参照)、保存する義務があります。(罰則:30万円以下の罰金)

※電安法第9条第1項ただし書きにより、輸入しようとする電気用品について、あらかじめ製造事業者が登録検査機関の適合性検査に相当する検査を受け、有効期限内にある合格書が既に交付されているときには、その書面を交付した検査機関が当該製造事業者の求めに応じ発行される「合格書の写し」を輸入事業者が保管することをもって、適合性検査に代えることができます。また、国内の製造事業者により製造された製品を逆輸入する場合には、国内の製造事業者が登録検査機関から適合性検査を受け、その証明書を発行した検査機関が当該国内の製造事業者の求めに応じ発行される「証明書の写し」を輸入事業者が保管することで、適合性検査の義務を履行したものとみなされます。

いずれの場合にも、登録検査機関が交付する正式な写し(又は副本)でなければなりません。(複写は不可。)

なお、海外の検査機関等が発行した海外規格への適合証明や認証マーク(例えば、CEやUL等)は、電気用品の適合性検査証明書とは見なされません。

I-4 検査等の義務

届出事業者は、製造または輸入する特定電気用品が技術基準に適合しているかどうか検査し、その検査記録を作成・保存しておく義務があります。(罰則:30万円以下の罰金)

なお、その検査項目、検査内容は、次のとおり電気用品安全法施行規則に定められています。また、検査記録の保存期間は3年間です。

(施行規則抜粋)

1. 特定電気用品について行う検査

(1) 製造工程において行う検査

特定電気用品の製造工程において行う検査は、当該特定電気用品の製造の方法に応じ、当該特定電気用品を技術基準に適合させるために適当と認められる方法で、常時、当該特定電気用品の構造、材質及び性能について行うこと。

(備考) 材料又は部品に係る検査は、材料又は部品の購入に際して行う受入検査で当該検査と同等以上と認められるものをもって代えることができる。

(2) 完成品について行う検査

特定電気用品の完成品について行う検査は、ヒューズ(容器を有する温度ヒューズであって、その容器が充電されない構造のものを除く。)にあつては外観について、次の表の左欄に掲げる特定電気用品にあつては外観、絶縁耐力、通電及び同表の右欄に掲げる事項について、その他の特定電気用品にあつては外観、絶縁耐力及び通電について一品ごとに技術基準に適合する方法により行うこと。

特定電気用品		検査事項
配線用遮断器		過電流引外し特性※1
漏電遮断器	動作時間の種類が高速型のもの	過電流引外し特性及び漏電引外し特性※2
	その他のもの	過電流引外し特性
アンペア制用電流制限器		動作特性
令別表第1第6号から第10号までに掲げる機械器具であつて、温度過昇防止装置として用いる温度により動作する自動スイッチを有するもの		温度過昇防止装置として用いる温度により動作する自動スイッチの動作特性

※1) 過電流引外し特性は、解釈の別表第四3(3)ト(イ) a 若しくはbに定める試験の方法によること。

※2) 漏電引外し特性は、解釈の別表第四3(3)チ(ロ) a (a) 及びdに定める方法によること。

(3) 試料について行う検査

特定電気用品の材料、部品、半完成品又は完成品から任意に抽出した試料について行う検査は、当該特定電気用品の主要な材料若しくは部品、設計、製造方法又は製造設備を変更した場合及び当該特定電気用品の材料、部品、半完成品又は完成品を技術基準に適合させるため必要と認められる場合に、技術基準に適合する方法により行うこと。

(備考) 材料又は部品に係る検査は、材料又は部品の購入に際して行う受入検査で当該検査と同等以上と認められるものをもって代えることができる。

※輸入品についても同様な検査が必要です。なお、当該検査の実施について、輸入事業者が必要な検査を外国製造事業者に依頼によって検査を行わせ、その検査記録を取得・保存し、技術基準適合性について輸入事業者が確認を行う方法が考えられます。

I-5 表示の義務

届出事業者が特定電気用品を販売するためには、既に述べたように適合性検査の受検、技術基準適合義務、検査義務等を履行し、その特定電気用品に経済産業省令で定める方式による表示を付すことが必要です。(違反行為者への罰則：1年以下の懲役、100万円以下の罰金またはその併科《同違反法人への罰則：1億円以下の罰金》)

直流電源装置の場合の表示例



- ① 特定電気用品に表示が義務付けられるマーク
 - ② 登録検査機関名
 - ③ 届出事業者名
 - ④ 定格等(技術基準において規定されています。)
- 注：①②③については、原則近接して表示

I-6 販売の制限

特定電気用品を製造、輸入または販売する事業者は、前項の所定の表示が付されているものでなければ、販売(販売目的の陳列も含む)することはできません。(違反行為者への罰則：1年以下の懲役、100万円以下の罰金またはその併科《同違反法人への罰則：1億円以下の罰金》)

II

特定以外の電気用品を製造または輸入する事業者に対する規制と手続き

II-1 事業の届出

特定電気用品以外の電気用品の製造事業者または輸入事業者に対しての届出内容は、I-1と同じです。

電気用品の区分（特定電気用品以外の電気用品に関するもののみ抜粋）

1	ゴム系絶縁電線類（絶縁体にゴムを使用する電線又は電気温床線）
2	合成樹脂系絶縁電線類（絶縁体に合成樹脂その他のゴム以外の物を使用する電線又は電気温床線）
3	金属製電線管類
4	金属製電線管類附属品（金属製の電線管類若しくは可撓電線管の附属品又はケーブル配線用スイッチボックス）
5	合成樹脂製等電線管類（合成樹脂製その他（金属製を除く。）の電線管類又は可撓電線管）
6	合成樹脂製等電線管類附属品（合成樹脂製の電線管類若しくは可撓電線管の附属品又はケーブル配線用スイッチボックス）
8	包装ヒューズ類（つめ付ヒューズ及び温度ヒューズ以外のヒューズ）
10	配線器具
12	小形単相変圧器類（小形単相変圧器、電圧調整器又は放電灯用安定器）
13	小形交流電動機
14	電熱器具
15	電動力応用機械器具
16	光源及び光源応用機械器具
17	電子応用機械器具（令別表第1第8号に掲げるものを含む。）
18	交流用電気機械器具（令別表第1第9号及び令別表第2第11号に掲げるもの）
20	リチウムイオン蓄電池（令別表第2第12号に掲げるもの）

特定電気用品以外の電気用品の「型式の区分」の例 （金属製電線管類・光源及び光源応用機械器具の例）

品名	電気用品の型式の区分	
	区分の要素	区分
1 金属製の電線管 2 金属製のフロアダクト 3 一種金属製線樋 4 二種金属製線樋	主材料	(1) 銅のもの (2) その他のもの
	さび止めの方法	(1) 乾式亜鉛めっきのもの (3) クロメート処理を施した電気亜鉛めっきのもの (2) 溶融亜鉛めっきのもの (4) その他のもの
蛍光ランプ	定格電圧（安定器内蔵型のものに限る。）	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの
	安定器	(1) あるもの (2) ないもの
	口金の形状	(1) 両口金形のもの (3) ねじ込み形のもの (2) 片口金形のもの (4) その他のもの

II-2 技術基準の適合義務

届出事業者が、特定電気用品以外の電気用品を製造または輸入する場合の技術基準適合義務は、I-2と同じです。

※輸入品の場合であっても、輸入事業者が技術基準への適合性を自ら確認する法的義務があります。輸入事業者が技術基準への適合性を自ら確認する方法としては、自ら行うほか、自己の責任において外国製造事業者が行った技術基準適合性の記録を取得し、内容の妥当性を確認の上保管する、試験機関等へ依頼し技術基準適合性検査を行いその試験記録を保管する等があります。

II-3 検査等の義務

届出事業者の検査等の義務は、I-4と同じです。

なお、検査義務については、経過措置はありませんので、以下の表示に係る経過措置により旧表示品を製造または輸入する場合であっても、検査の実施および検査記録の作成保存は必要です。

また、その検査内容は、次のとおり電気用品安全法施行規則に定められています。また、検査記録の保存期間は3年間です。

(施行規則抜粋)

2. 令別表第2に掲げる電気用品(特定電気用品以外の電気用品)について行う検査

電線管類及びその附属品並びにケーブル配線用スイッチボックス、ヒューズ、白熱電球、蛍光ランプ並びに装飾用電灯器具にあっては外観について、ベルトコンベア及び理髪いすにあっては外観及び絶縁耐力について、リチウムイオン蓄電池にあっては外観及び出力電圧について、その他の令別表第2に掲げる電気用品にあっては、外観、絶縁耐力及び通電について一品ごとに技術基準に適合する方法により行うこと。

※輸入品についても同様な検査が必要です。なお、当該検査の実施について、輸入事業者が必要な検査を外国製造事業者に委託によって検査を行わせ、その検査記録を取得・保管し、技術基準適合性について輸入事業者が確認を行う方法が考えられます。

II-4 表示の義務

届出事業者の表示の義務は、I-5と同じです。

空気清浄機の場合の表示例



① 特定電気用品以外の電気用品に表示が義務付けられるマーク

② 届出事業者名

③ 定格等(技術基準において規定されています。)

④ 第三者認証マーク(エス・ジェットマーク)

注：①②については、原則近接して表示

II-5 販売の制限

特定電気用品以外の電気用品を製造、輸入または販売する事業者の販売の制限については、I-6と同じです。

特定電気用品(116品目)
特定以外の電気用品(341品目)
全リスト



特定電気用品(116品目)

電気用品名	証明書の有効期間
電線	
【ゴム絶縁電線類】	
・ゴム絶縁電線	7年
・ケーブル(導体の公称断面積が22mm ² 以下)	7年
・単心ゴムコード	7年
・より合わせゴムコード	7年
・袋打ちゴムコード	7年
・丸打ちゴムコード	7年
・その他のゴムコード	7年
・キャブタイヤコード	7年
・ゴムキャブタイヤケーブル	7年
・ビニルキャブタイヤケーブル	7年
【合成樹脂系絶縁電線】	
・合成樹脂絶縁電線	7年
・ケーブル(導体の公称断面積が22mm ² 以下)	7年
・単心ビニルコード	7年
・単心ポリエチレンコード	7年
・単心ポリオレフィンコード	7年
・より合わせビニルコード	7年
・袋打ちビニルコード	7年
・丸打ちビニルコード	7年
・その他のビニルコード	7年
・その他のポリエチレンコード	7年
・その他のポリオレフィンコード	7年
・キャブタイヤコード	7年
・金糸コード	7年
・ビニルキャブタイヤケーブル	7年
・耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル	7年
ヒューズ	
・温度ヒューズ	7年
・つめ付ヒューズ	7年
・管形ヒューズ	7年
・その他の包装ヒューズ	7年

電気用品名	証明書の有効期間
配線器具*	
・タンブラースイッチ	7年
・中間スイッチ	7年
・タイムスイッチ	7年
・ロータリースイッチ	7年
・押しボタンスイッチ	7年
・プルスイッチ	7年
・ペンダントスイッチ	7年
・街灯スイッチ	7年
・光電式自動点滅器	7年
・その他の点滅器	7年
・箱開閉器	7年
・フロートスイッチ	7年
・圧カスイッチ	7年
・ミシン用コントローラー	7年
・配線用遮断器	7年
・漏電遮断器	7年
・カットアウト	7年
・差込みプラグ	7年
・コンセント	7年
・マルチタップ	7年
・コードコネクターボディ	7年
・アイロンプラグ	7年
・器具用差込みプラグ	7年
・アダプター	7年
・コードリール	7年
・延長コードセット	7年
・その他の差込み接続器	7年
・ランプレセプタクル	7年
・セパブルプラグボディ	7年
・その他のねじ込み接続器	7年
・蛍光灯用ソケット	7年
・蛍光灯用スターターソケット	7年

電気用品名	証明書の有効期間
・分岐ソケット	7年
・キーレスソケット	7年
・防水ソケット	7年
・キーソケット	7年
・プルソケット	7年
・ボタンソケット	7年
・その他のソケット	7年
・ねじ込みローゼット	7年
・引掛けローゼット	7年
・その他のローゼット	7年
・ジョイントボックス	7年
電流制限器	
・アンペア制用電流制限器	7年
・定額制用電流制限器	7年
変圧器・安定器	
・おもちゃ用変圧器	7年
・その他の家庭機器用変圧器	7年
・電子応用機械器具用変圧器	7年
・蛍光灯用安定器	7年
・水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器	7年
・オゾン発生器用安定器	7年
電熱器具	
・電気便座	5年
・電気温蔵庫	5年
・水道凍結防止器	7年
・ガラス曇り防止器	7年
・その他の凍結又は凝結防止用電熱器具	7年
・スチームバス用電熱器	5年
・電気サウナバス	5年
・サウナバス用電熱器	5年
・観賞魚用ヒーター	5年
・観賞植物用ヒーター	5年
・電熱式おもちゃ	5年

電気用品名	証明書の有効期間
・電気温水器	5年
・電熱式吸入器	5年
・家庭用温熱治療器	5年
・電気スチームバス	5年
電動力応用機械器具	
・電気ポンプ	5年
・電気井戸ポンプ	5年
・冷蔵用のショーケース	5年
・冷凍用のショーケース	5年
・アイスクリームフリーザー	5年
・ディスプレイ	5年
・電気マッサージ器	5年
・自動洗浄乾燥式便器	5年
・自動販売機	5年
・浴槽用電気気泡発生器	3年
・観賞魚用電気気泡発生器	3年
・その他の電気気泡発生器	3年
・電動式おもちゃ	5年
・電気乗物	5年
・その他の電動力応用遊戯器具	5年
電子応用機械器具	
・高周波脱毛器	3年
交流用電気機械器具	
・磁気治療器	3年
・電撃殺虫器	5年
・電気浴器用電源装置	5年
・直流電源装置	5年
携帯発電機	
・携帯発電機	5年



特定以外の電気用品(341品目)

電線

【ゴム絶縁電線類】

- ・ケーブル
- ・導体の公称断面積が22mm²を超えるもの
- ・電気温床線

【合成樹脂系絶縁電線】

- ・蛍光灯電線
- ・ネオン電線
- ・ケーブル(導体の公称断面積が22mm²を超えるもの)
- ・電気温床線

電線管

【金属製電線管類】

- ・金属製の電線管
- ・一種金属製可撓電線管
- ・二種金属製可撓電線管
- ・その他の金属製可撓電線管
- ・金属製のフロアダクト
- ・一種金属製線樋
- ・二種金属製線樋
- ・金属製のカップリング
- ・金属製のノーマルバンド
- ・金属製のエルボー
- ・金属製のティ
- ・金属製のクロス
- ・金属製のキャップ
- ・金属製のコネクター
- ・金属製のボックス
- ・金属製のブッシング
- ・その他の電線管類又は可撓電線管の金属製の附属品
- ・ケーブル配線用スイッチボックス

【合成樹脂製等電線管類】

- ・合成樹脂製電線管
- ・合成樹脂製可撓管
- ・CD管
- ・合成樹脂製等のカップリング
- ・合成樹脂製等のエルボー
- ・合成樹脂製等のコネクター
- ・合成樹脂製等のボックス
- ・合成樹脂製等のノーマルバンド
- ・合成樹脂製等のブッシング
- ・合成樹脂製等のキャップ
- ・その他の電線管類又は可撓電線管の合成樹脂製等の附属品
- ・ケーブル配線用スイッチボックス

ヒューズ

- ・筒形ヒューズ
- ・栓形ヒューズ

配線器具

- ・リモートコントロールリレー
- ・カットアウトスイッチ
- ・カバー付ナイフスイッチ
- ・分電盤ユニットスイッチ
- ・電磁開閉器
- ・ライティングダクト
- ・ライティングダクト用のカップリング
- ・ライティングダクト用のエルボー
- ・ライティングダクト用のティ
- ・ライティングダクト用のクロス
- ・ライティングダクト用のフィードインボックス

- ・ライティングダクト用のエンドキャップ
- ・ライティングダクト用のプラグ
- ・ライティングダクト用のアダプター
- ・その他のライティングダクトの附属品及びライティングダクト用接続器

変圧器・安定器

- ・ベル用変圧器
- ・表示器用変圧器
- ・リモートコントロールリレー用変圧器
- ・ネオン変圧器
- ・燃焼器具用変圧器
- ・電圧調整器
- ・ナトリウム灯用安定器
- ・殺菌灯用安定器

小型交流電動機

- ・反発始動誘導電動機
- ・分相始動誘導電動機
- ・コンデンサー始動誘導電動機
- ・コンデンサー誘導電動機
- ・整流子電動機
- ・くま取りコイル誘導電動機
- ・その他の单相電動機
- ・かご形三相誘導電動機

電熱器具

- ・電気足温器
- ・電気スリッパ
- ・電気ひざ掛け
- ・電気座布団
- ・電気カーペット
- ・電気敷布
- ・電気毛布
- ・電気布団
- ・電気あんか
- ・電気いすカバー
- ・電気採暖いす
- ・電気こたつ
- ・電気ストーブ
- ・電気火鉢
- ・その他の採暖用電熱器具

- ・電気トースター
- ・電気天火
- ・電気魚焼き器
- ・電気ロースター
- ・電気レンジ
- ・電気こんろ
- ・電気ソーセージ焼き器
- ・ワッフルアイロン
- ・電気たこ焼き器
- ・電気ホットプレート
- ・電気フライパン
- ・電気がま
- ・電気ジャー
- ・電気なべ
- ・電気フライヤー
- ・電気卵ゆで器
- ・電気保温盆
- ・電気加温台
- ・電気牛乳沸器
- ・電気湯沸器
- ・電気コーヒー沸器
- ・電気茶沸器

- ・電気酒かん器
- ・電気湯せん器
- ・電気蒸し器
- ・電磁誘導加熱式調理器
- ・その他の調理用電熱器具
- ・ひげそり用湯沸器
- ・電気髪ごて
- ・ヘアカーラー
- ・毛髪加湿器
- ・その他の理容用電熱器具
- ・電熱ナイフ
- ・電気溶解器
- ・電気焼成炉
- ・電気はんだごて
- ・こて加熱器
- ・その他の工作用又は工芸用の電熱器具
- ・タオル蒸し器
- ・電気消毒器(電熱装置)
- ・湿潤器
- ・電気湯のし器
- ・投込み湯沸器
- ・電気瞬間湯沸器
- ・現像恒温器
- ・電熱ボード
- ・電熱シート
- ・電熱マット
- ・電気乾燥器
- ・電気プレス器
- ・電気育苗器
- ・電気ふ卵器
- ・電気育すう器
- ・電気アイロン
- ・電気裁縫ごて
- ・電気接着器
- ・電気香炉
- ・電気くん蒸殺虫器
- ・電気温きゆう器

電動力応用機械器具

- ・ベルトコンベア
- ・電気冷蔵庫
- ・電気冷凍庫
- ・電気製氷機
- ・電気冷水機
- ・空気圧縮機
- ・電動ミシン
- ・電気ろくろ
- ・電気鉛筆削機
- ・電動かくはん機
- ・電気はさみ
- ・電気捕虫機
- ・電気草刈機
- ・電気刈込み機
- ・電気芝刈機
- ・電動脱穀機
- ・電動もみすり機
- ・電動わら打機
- ・電動縄ない機
- ・選卵機
- ・洗卵機
- ・園芸用電気耕土機
- ・昆布加工機

- ・すゝめ加工機
- ・ジュースミキサー
- ・ジュースミキサー
- ・フードミキサー
- ・電気製めん機
- ・電気もちつき機
- ・コーヒーひき機
- ・電気缶切機
- ・電気肉ひき機
- ・電気肉切り機
- ・電気パン切り機
- ・電気かつお節削機
- ・電気氷削機
- ・電気洗米機
- ・野菜洗浄機
- ・電気食器洗機
- ・精米機
- ・ほうじ茶機
- ・包装機械
- ・おしぼり包装機
- ・荷造機械
- ・電気置時計
- ・電気掛時計
- ・自動印画定着器
- ・自動印画水洗機
- ・謄写機
- ・事務用印刷機
- ・あて名印刷機
- ・タイムレコーダー
- ・タイムスタンプ
- ・電動タイプライター
- ・帳票分類機
- ・文書細断機
- ・電動断裁機
- ・コレクター
- ・紙とじ機
- ・穴あけ機
- ・番号機
- ・チェックライター
- ・硬貨計数機
- ・紙幣計数機
- ・ラベルタグ機械
- ・ラミネーター
- ・洗濯物仕上機械
- ・洗濯物折畳み機械
- ・おしぼり巻機
- ・自動販売機(特定電気用品を除く)
- ・両替機
- ・理髪いす
- ・電気歯ブラシ
- ・電気ブラシ
- ・毛髪乾燥機
- ・電気かみそり
- ・電気バリカン
- ・電気つめ磨き機
- ・その他の理容用電動力応用機械器具
- ・扇風機
- ・サーキュレーター
- ・換気扇
- ・送風機
- ・電気冷房機

- ・電気冷風機
- ・電気除湿機
- ・ファンコイルユニット
- ・ファン付コンベクター
- ・温風暖房機
- ・電気温風機
- ・電気加湿機
- ・空気清浄機
- ・電気除臭機
- ・電気芳香拡散機
- ・電気掃除機
- ・電気レコードクリーナー
- ・電気黒板ふきクリーナー
- ・その他の電気吸じん機
- ・電気床磨き機
- ・電気靴磨き機
- ・運動用具又は娯楽用具の洗浄機
- ・電気洗濯機
- ・電気脱水機
- ・電気乾燥機
- ・電気楽器
- ・電気オルゴール
- ・ベル
- ・ブザー
- ・チャイム
- ・サイレン
- ・電気グラインダー
- ・電気ドリル
- ・電気かんな
- ・電気のかざり
- ・電気スクレイドライバー
- ・電気サンダー
- ・電気ポリッシャー
- ・電気金切り盤
- ・電気ハンドシャワー
- ・電気みぞ切り機
- ・電気角のみ機
- ・電気チューブクリーナー
- ・電気スケーリングマシン
- ・電気タッパー
- ・電気ナットランナー
- ・電気刃物研ぎ機
- ・その他の電動工具
- ・電気噴水機
- ・電気噴霧機
- ・電動式吸入器
- ・指圧代用器
- ・その他の家庭用電動力応用治療器
- ・電気遊戯盤
- ・浴槽用電気温水循環浄化器〔通称:24時間風呂〕

光源応用機械器具

- ・写真焼付器
- ・マイクロフィルムリーダー
- ・スライド映写機
- ・オーバーヘッド映写機
- ・反射投影機
- ・ビューワー
- ・エレクトロニックフラッシュ
- ・写真引伸機
- ・写真引伸機用ランプハウス

- ・白熱電球
- ・蛍光灯
- ・エル・イー・ディー・ランプ
- ・電気スタンド
- ・家庭用つり下げ型蛍光灯器具
- ・ハンドランプ
- ・庭園灯器具
- ・装飾用電灯器具
- ・その他の白熱電灯器具
- ・その他の放電灯器具
- ・エル・イー・ディー・電灯器具
- ・広告灯
- ・検卵器
- ・電気消毒器(殺菌灯)
- ・家庭用光線治療器
- ・充電式携帯電灯
- ・複写機

電子応用機械器具

- ・電子時計
- ・電子式卓上計算機
- ・電子式金銭登録機
- ・電子冷蔵庫
- ・インターホン
- ・電子楽器
- ・ラジオ受信機
- ・テープレコーダー
- ・レコードプレーヤー
- ・ジュークボックス
- ・その他の音響機器
- ・ビデオテープレコーダー
- ・消磁器
- ・テレビジョン受信機
- ・テレビジョン受信機用ブースター
- ・高周波ウエルダー
- ・電子レンジ
- ・超音波ねずみ駆除機
- ・超音波加湿機
- ・超音波洗浄機
- ・電子応用遊戯器具
- ・家庭用低周波治療器
- ・家庭用超音波治療器
- ・家庭用超短波治療器

交流用電気機械器具

- ・電灯付家具
- ・コンセント付家具
- ・その他の電気機械器具付家具
- ・調光器
- ・電気ペンシル
- ・漏電検知器
- ・防犯警報器
- ・アーク溶接機
- ・雑音防止器
- ・医療用物質生成器
- ・家庭用電位治療器
- ・電気冷蔵庫(吸収式)
- ・電気さく用電源装置

リチウムイオン蓄電池

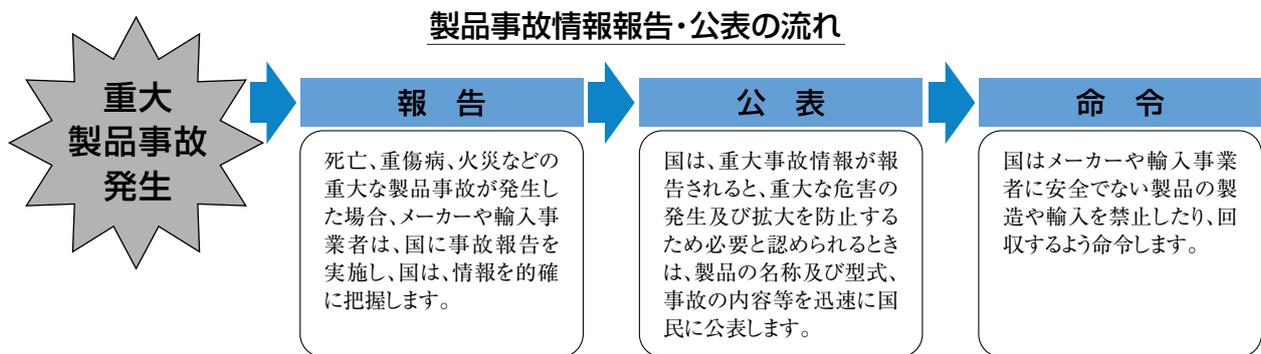
- ・リチウムイオン蓄電池

電気用品に関するその他の規制

1. 重大製品事故情報報告・公表制度(平成19年5月14日より施行)

ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒死傷事故や家庭用シュレッダーによる幼児手指切断事故などを踏まえ、平成19年5月14日から電気用品の届出事業者(製造・輸入事業者)は、電気用品が消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品(消費者の一般の用に供する製品)であった場合、当該製品にかかわる死亡事故、重傷病事故、後遺障害事故、一酸化炭素中毒事故や火災等の重大製品事故が発生した際に、内閣総理大臣(消費者庁)に対して事故発生を知った日から10日以内に報告しなければなりません。また、販売・修理・設置工事業者であっても、重大製品事故を知った時点で、直ちに製品の製造・輸入事業者へ報告するよう努めなければなりません。

国は、重大事故情報が報告されると、重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認められるときは、製品の名称及び型式、事故の内容等を迅速に公表します。



▼製品事故情報報告・公表制度の詳細は、経済産業省ホームページの「製品安全ガイド」のページをご参照ください。
「製品事故情報報告・公表制度」の詳細については、こちらから
→ http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/lecture01.html

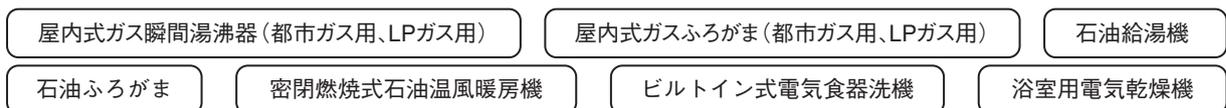
2. 長期使用製品安全点検・表示制度(平成21年4月1日より施行)

長期間の使用に伴い生ずる劣化(経年劣化)により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い9品目について「長期使用製品安全点検制度」が設けられています。

本制度は、これらの9品目^{※1)}の製造又は輸入事業者に加えて、小売販売事業者、不動産販売事業者、建築事業者、ガス・電気・石油供給事業者などの事業者、さらには消費者等、それぞれが適切に役割を果たして経年劣化による事故を防止するための制度です。

また、経年劣化による注意喚起表示の対象となる5品目^{※2)}について、経年劣化による重大事故発生率は高くはないものの、事故件数が多い製品について、消費者等に長期使用時の注意喚起を促すため「長期使用製品安全表示制度」が設けられています。

※1):長期使用製品安全点検制度の対象電気製品(9品目)



※2):長期使用製品安全表示制度の対象電気用品(5品目)



※ 具体的には、洗濯機(乾燥装置を有するものを除く。)及び脱水機(洗濯機と一体となっているものに限る。)

▼「長期使用製品安全点検・表示制度」の詳細は、経済産業省ホームページの「製品安全ガイド」のページをご参照ください。
【長期使用製品安全点検・表示制度】については、こちらから
→ http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html

性能規定化に伴う技術基準の体系の概要

平成25年7月1日に電気用品安全法の改正技術基準省令が公布され、平成26年1月1日に施行されました。この改正により、技術基準の体系は次の様に変更されました。

- (1) 技術基準の省令は、性能規定化され、目的又は機能的要求だけの要件となりました。(電気用品名毎の試験方法や判定方法などは記述されません。)
- (2) 試験方法や判定方法を記述した従来の技術基準省令第1項は、「技術基準の解釈」という位置づけになりました。
- (3) 改正前の技術基準省令第1項の解釈は、引き続き「技術基準の解釈」(主に試験方法や判定方法)になったものと「技術基準の解釈の解説」(主に例示や用語の意味など)になったものがあります。
- (4) 改正前の技術基準省令第2項として認められていた基準(国際整合基準等)は、「技術基準の解釈」の別表第十二の本文として引用されました。(位置づけとしては変わりません)

表 従来と改正後の技術基準体系のイメージ比較

改正前の技術基準体系	改正後の技術基準体系
<p>省令</p> <p>第1項</p> <p>別表第一 電線および電気温床線 (略)</p> <p>別表第九 リチウムイオン蓄電池</p> <p>第2項</p>	<p>省令 (性能規定化基準)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 一般要求事項</p> <p>第3章 危険源に対する保護</p> <p>第4章 雑音の強さ</p> <p>第5章 表示等</p>
<p>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈</p> <p>別表第一 電線および電気温床線 (略)</p> <p>別表第九 リチウムイオン蓄電池</p> <p>[附属の表] 電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限值</p> <p>[附属の表2] 雑音の強さ</p> <p>[附属の表3] 絶縁物の使用温度の上限值を決定する試験方法</p>	<p>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈</p> <p>別表第一 電線および電気温床線 (略)</p> <p>別表第九 リチウムイオン蓄電池</p> <p>別表第十 雑音の強さ</p> <p>別表第十一 電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限值</p> <p>別表第十二 国際規格等に準拠した基準</p>
<p>電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準</p> <p>表1. 電気安全に関する基準</p> <p>表2. 雑音の強さに関する基準</p> <p>表3. 遠隔操作機構を有するものに関する基準</p> <p>表4. 経年劣化による注意喚起表示</p> <p>表5. 事故未然防止に係る安全基準</p>	
<p>—</p>	<p>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の解説</p> <p>(民間で作成)</p>

相談窓口

■事業の届出等に関する各相談窓口

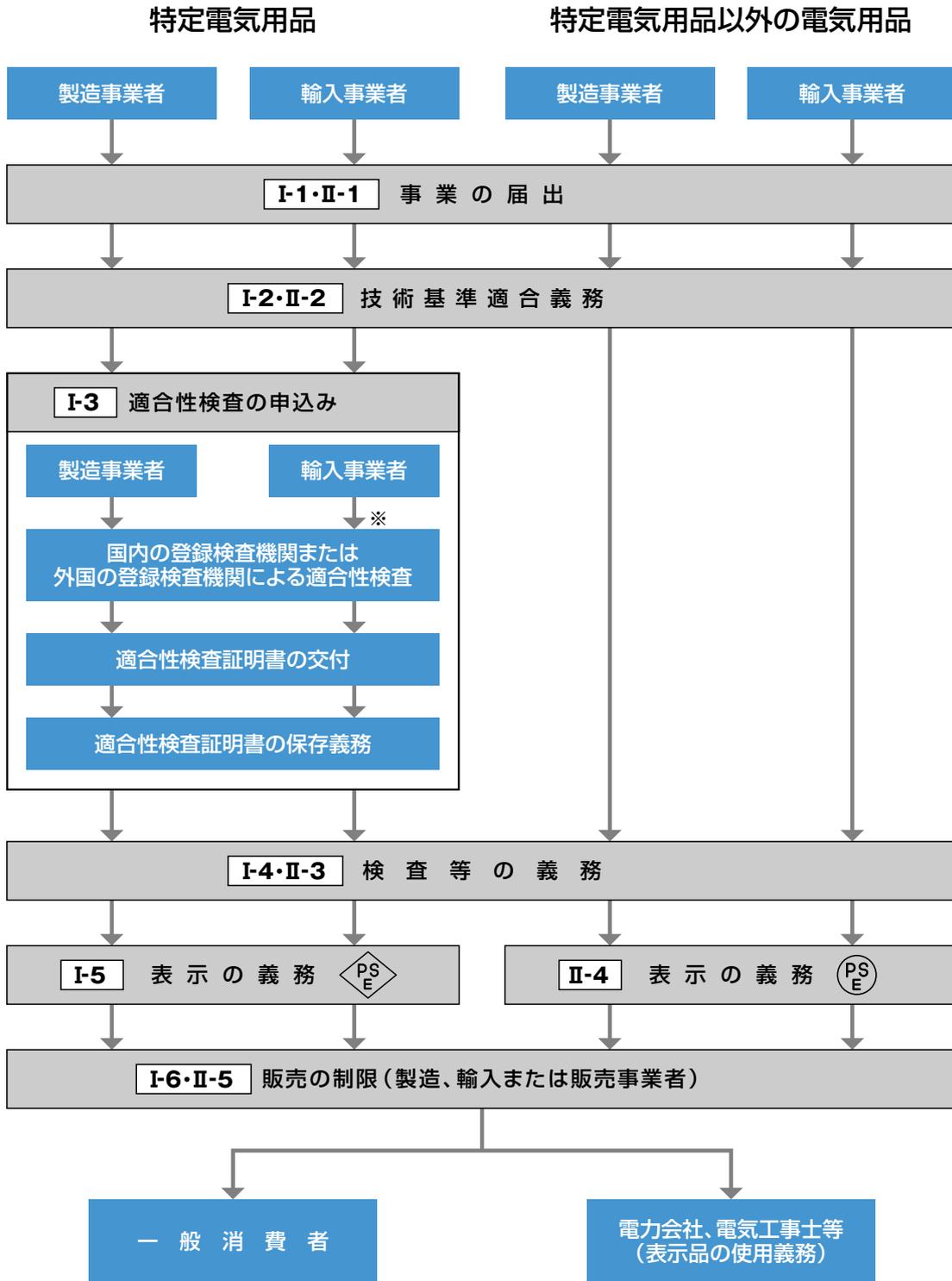
経済産業局等	担当課室	連絡先(直通)	管轄区域
経済産業省 商務情報政策局	製品安全課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL：03-3501-4707	※(欄外参照)
北海道経済産業局	産業部 消費経済課 製品安全室	〒060-0808 札幌市北区北八条西2-1-1 札幌第一合同庁舎 TEL：011-709-1792	北海道
東北経済産業局	産業部 消費経済課 製品安全室	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 TEL：022-221-4918	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東経済産業局	産業部 消費経済課 製品安全室	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL：048-600-0409	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 新潟県、山梨県、長野県、静岡県
中部経済産業局	産業部 消費経済課 製品安全室	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL：052-951-0576	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、 三重県
近畿経済産業局	産業部 消費経済課 製品安全室	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 TEL：06-6966-6098	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
中国経済産業局	産業部 消費経済課 製品安全室	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎3号館 TEL：082-224-5671	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県
四国経済産業局	産業部 消費経済課 製品安全室	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 TEL：087-811-8526	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州経済産業局	産業部 消費経済課 製品安全室	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎 TEL：092-482-5523	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府 沖縄総合事務局	経済産業部 商務通商課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 TEL：098-866-1731	沖縄県

※以下の場合は、経済産業省商務情報政策局製品安全課の管轄となります。

- ①同一の届出区分に属する電気用品の製造の事業にかかわる工場または事業場が、複数の経済産業局の管轄区域内に存在する場合
- ②同一の届出区分に属する電気用品の輸入の事業にかかわる事務所、事業場、店舗または倉庫が、複数の経済産業局の管轄区域内に存在する場合

電気用品安全法の体系

(安全規制の内容及び手続き)



注:表中の「表示」とは、経済産業省令で定められた表示の方法に従って付された表示を意味する。

※:外国の製造業者が適合性検査に相当する検査を受け、合格書面を有しているときには、当該外国製造事業者の申込みにより登録検査機関が交付した「合格書の写し」を輸入事業者が保管することで、適合性検査の受検義務は免除される。

●発行

JET 一般財団法人 電気安全環境研究所
電気製品安全センター

〒151-8545 東京都渋谷区代々木5-14-12
TEL : 03-3466-9203
FAX : 03-3466-9204
E-mail : center@jet.or.jp
URL : <http://www.jet.or.jp>

2015年7月